契約変更理由書

神戸市

工　事　名	生田川右岸線道路改良工事（その２）

設計変更後の業務概要

工事延長 L=420m

道路土工 1式　車道舗装工 5,890㎡　歩道舗装工 11㎡

擁壁工 94m　排水構造物工 557m　付属施設工 1式

構造物撤去工 1式　橋梁工　1式　仮設工 1式

契約変更の理由

【設計変更】

①　擁壁工(2)の施工にあたり、現道の交通量や大型車の通行が非常に多いことから衝突等に対応した仮設ガードレール等の施工が増工となる。

②　擁壁工(2)（Ｌ型擁壁工）の施工にあたり仮設構台を計画していたが、警察との協議により交通量が多く車線規制を必要最小限にする必要が生じたために、機械等を構台に納められるよう面積の拡張が必要となった。また、作業によって振動が発生することが懸念され、方杖の補強が必要となるため増工となる。

③　④の施工にあたり、阪神高速が管理する構造物と近接施工になるため協議を進めたところ、擁壁工(2)の施工による阪神高速道路構造物への影響について変位計側を行うよう条件が付き、計測管理工が増工となる。

④　擁壁工(2)の施工について、当初は車線規制によるオープン掘削での施工を想定していたが、警察との協議により交通量が多く車線規制による渋滞や走行車線間際での施工となることへの対策を求められ、地盤状況や地下構造物の状況を再度検討したところ、車線規制を伴わない土留工（親杭横矢板）にて施工することとなり土留工が増工となる。

⑤　周辺住民からの夜間工事への強い抵抗があり、その対策を講じるため防音シートが増工となる。

⑥　⑤同様に資材置き場についても、通常の立ち入り禁止措置等の安全対策以上の対策を講じるよう要請があったため仮囲いが増工となる。

⑦　擁壁工(1)、雲井南側道橋架け替えにおいて施工する仮設構台についても、①同様の対応が必要となるため増工となる。